

障害者雇用助成金に係る雇用継続義務期間において支給対象障害者が自己都合離職等した場合における助成金の返還について

1 返還を要するケース

助成金の支給対象施設等を設置等した支給対象事業所において、支給対象障害者の離職日（雇用保険被保険者資格喪失日）の翌日から起算して6ヵ月以内に他の障害者を代替雇用しなかった場合

2 返還を要する助成金名及び雇用継続義務期間

- ① 障害者作業施設設置等助成金（第1種）
雇用継続義務期間：支給決定日から起算して2年間
- ② 障害者福祉施設設置等助成金
雇用継続義務期間：同1年間
- ③ 通勤用バスの購入助成金
雇用継続義務期間：同2年間
- ④ 通勤用自動車の購入助成金
雇用継続義務期間：同2年間

3 要返還額の算定式

助成金受給額 × (雇用継続義務期間の日数 - 同期間の雇用継続日数 = 雇用継続期間の非雇用日数) ÷ 雇用継続義務期間の日数

【参考】

雇用継続義務期間に支給対象障害者を事業主都合により離職させた場合は、当該事業主は受給した助成金を全額返還しなければなりません。